

国立病院特別会計事業の概要

1. 概要

国立病院特別会計は、「国立病院特別会計法」(昭和24年法律第190号)に基づき、国立病院の事業を円滑に運営し、その経理の適正を図るため昭和24年7月に設置されたものである。

昭和43年度から従来一般会計で経理してきた国立療養所(ハンセン病療養所)を除く。)の経理をこの特別会計で行うことになり、「病院勘定」と「療養所勘定」の2勘定が設けられている。

2. 病院勘定

病院勘定においては、国立病院、国立がんセンター、国立循環器病センター及び国立国際医療センター並びに国立成育医療センターの経理を行うこととしている。

国立病院は、旧陸海軍所属の病院を厚生省が引継ぎ、広く国民に開放された医療機関として、昭和20年12月に発足したものである。当初は146か所であったが、その後、廃止、国立療養所への転換、地方公共団体への移譲、国立療養所からの転換が行われ、さらに、昭和61年から推進している国立病院・療養所の再編成計画の実施により平成14年度末現在で58か所となっており、広域を対象とした総合診療業務の他、看護師養成所45か所(国立看護大学校1か所含む)、助産師養成所5か所、視能訓練士養成所1か所及び理学療法士・作業療法士養成所3か所を附設、運営している。

なお、国立がんセンターは、昭和37年2月、国立循環器病センターは、昭和52年6月、国立国際医療センターは、平成5年10月、国立成育医療センターは、平成14年3月に発足し、それぞれ、がん、循環器病、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病についての高度先駆的医療、成育医療の他、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究などを一体的に行っている。

3. 療養所勘定

療養所勘定においては、国立療養所(ハンセン病療養所を除く。)及び国立精神・神経センターの経理を行うこととしている。

国立療養所は、旧軍事保護院所管の結核療養所、精神療養所、脊髄療養所を厚生省が引継ぎ、特殊な療養を要する者に対する医療機関として、昭和20年12月に発足し、その後さらに日本医療団の解散に伴い、経営を行っていた結核療養所を引継いだものである。

当初は50か所であったが、日本医療団からの引継ぎ等により昭和23年度末には154か所となり、さらに、結核対策推進のための療養所新設、国立病院からの転換等により、ピーク時の昭和28年～31年度には187か所となったが、その後、統廃合、国立病院への転換等が行われ、さらに、昭和61年から推進している国立病院・療養所

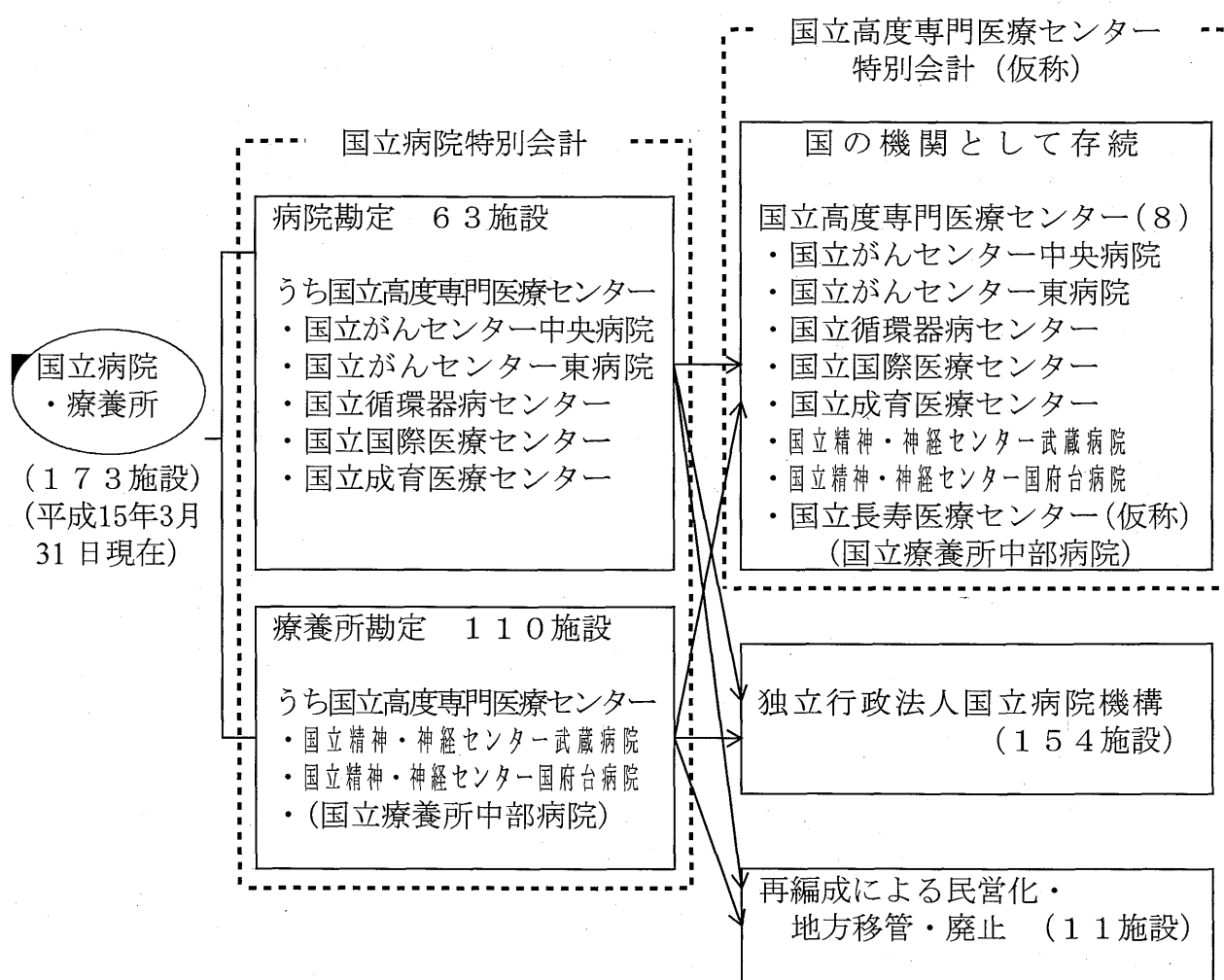
の再編成計画の実施により、平成14年度末現在で108か所となっており、結核、重症心身障害、進行性筋萎縮症等に対する専門的医療等の診療業務の他、看護師養成所29か所及び理学療法士・作業療法士養成所6か所を附設、運営している。

なお、国立精神・神経センターは、昭和61年10月に発足し、精神、神経、筋疾患及び知的障害その他の発達障害についての高度先駆的医療の他、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究などを一体的に行っている。

4. 国立病院・療養所の独立行政法人化

中央省庁等改革の一環として、国立病院・療養所については、医療の高度化、専門化などの環境の変化を踏まえつつ、国の医療政策として国立病院・療養所が担うべき医療を全国において確実に実施し、かつ効率的・効果的に業務を行うため、国が自ら運営する必要がある国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除き、平成16年度に独立行政法人国立病院機構に移行することとする。

5. 国立病院・療養所の今後の姿（国立ハンセン病療養所を除く）



6. 本財務書類作成のための基本となる事項

国立高度専門医療センター特別会計（仮称）は、平成16年度より改正予定の特別会計であり、その構成として国立がんセンター（中央及び東病院）、国立循環器病センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立精神・神経センター（武蔵及び国府台病院）及び国立長寿医療センター（仮称）が予定されている。従って、上記国立高度専門医療センター（国立長寿医療センター（仮称）の母体は国立療養所中部病院である。）の決算額を本財務諸表に計上している。

現在、各国立高度専門医療センターは国立病院特別会計に所属しており、一括で会計されているため、歳入については（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出については、（目）国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入について各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、任意に調整した金額を決算額として計上している。